

インドにおける商標出願制度概要



ババット・ヴィニット

株式会社サンガム I P

代表取締役社長

株式会社サンガム IP は、インドと周辺国の知的財産を専門に扱う会社であり、特許・意匠・商標の出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどを行っている。ババット・ヴィニット代表取締役社長はインド特許弁理士であり、約 20 年間の日本の特許事務所での勤務経験を活かし、日本企業のインドにおける知財活動を強化すべく活躍している。

インドにおける商標出願制度に関し、出願要件や手続の流れ等に触れつつ概要を紹介する。

●出願人(商標法 18(1)条)

商標権を受けようとする者は、商標登録出願(商標出願)を行う必要がある。次のいずれかに該当する者は商標出願を行うことができる。

(i)自己が使用しまたは使用しようとする商標の所有者

(ii)上記所有者の譲受人

(iii)上記所有者の譲受人の法律上の代表者

(iiii)上記所有者または譲受人の代理人

所有者は、自然人、法人、政府を含む。

●所轄庁(商標法 18(3)条)

出願人は商標出願を所轄庁に行く。インドでは、ムンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、アーメダバードの 5 か所に商標庁がある。所轄庁とは、5 か所の商標庁のうち、以下の場所がある地域を管轄する商標庁である。

(1) 出願人の居所、住所または営業所がある場所

(2) 出願人のインドにおける送達宛先(現地代理人の住所など)

インドに居所などが無い出願人(日本の出願人)は現地代理人を通じて商標出願を行うことができる。その場合、現地代理人の住所が送達宛先となり、現地代理人の住所がある地域を管轄する商標庁が所轄庁となる。

●商標の種類

- ・一般商標(Trademark)
- ・周知商標(Well known mark)(商標法 2(1)(zg)条)
- ・証明商標(Certification trademark)(商標法 2(1)(e)条)
- ・団体商標(Collective trademark)(商標法 2(1)(g)条)
- ・連合商標(associated trademark)(商標法 2(1)(c)、商標法 16 条)
- ・連続商標(trademark as a series)(商標法 15 条、商標法 16 条)
- ・商標の部分登録(registration of parts of trademark)(商標法 15 条、商標法 17 条)

●非伝統的商標

音声、匂い、ホログラム、外国語文字、ドメイン名、味などの従来型ではない非伝統的商標の登録も認められている。

●商標出願の種類

商標出願の種類としては、優先権を主張しない直接出願(商標法 18 条)、優先権を主張する条約出願(商標法 154 条)、国際登録事後指定出願(マドプロ出願)がある。

条約出願は優先日から 6 か月以内に行わなければならない。

直接出願および条約出願では、「使用に基づく出願」と「使用意思に基づく出願」のどちらかを指定する。

2013 年 7 月 8 日より前に登録された国際登録商標はインドにおいてマドプロ出願できない。2103 年 7 月 8 日に改正商標法が施行され、マドプロ出願が可能になったが、マドプロ出願の場合、すべての出願が使用意思に基づく出願として出願

することになる（国際登録出願の願書 MM2、第 11 欄注 2）ので、使用に基づく出願はできない。

● 商標出願に必要な書類・情報

商標権を受けようとする者は、英語またはヒンディー語で作成した以下の書類および手数料を所轄庁に提出しなければならない。

(1) 有効出願日を確保するために必要な書類

- ・ 願書(FORM TM-A)(規則 23(1)条)
- ・ 手数料

(2) 願書に記載する情報

- ・ 送達宛先住所(現地代理人の住所)、有効な電子メールアドレス、インドにおける携帯番号(規則 17)
- ・ 出願人を特定するための情報
- ・ 出願商標の表記(8 cm × 8 cm 以下のサイズ)(規則 26(1))
- ・ 区分(一出願多区分可)(商標法 18(2)条)
- ・ 指定商品・サービス
- ・ インド国内における使用の有無(「使用に基づく出願」か「使用意思に基づく出願」)
- ・ 色彩や色彩の組み合わせの主張の有無(規則 23(2)(d))

(3) 必要に応じて提出する書類

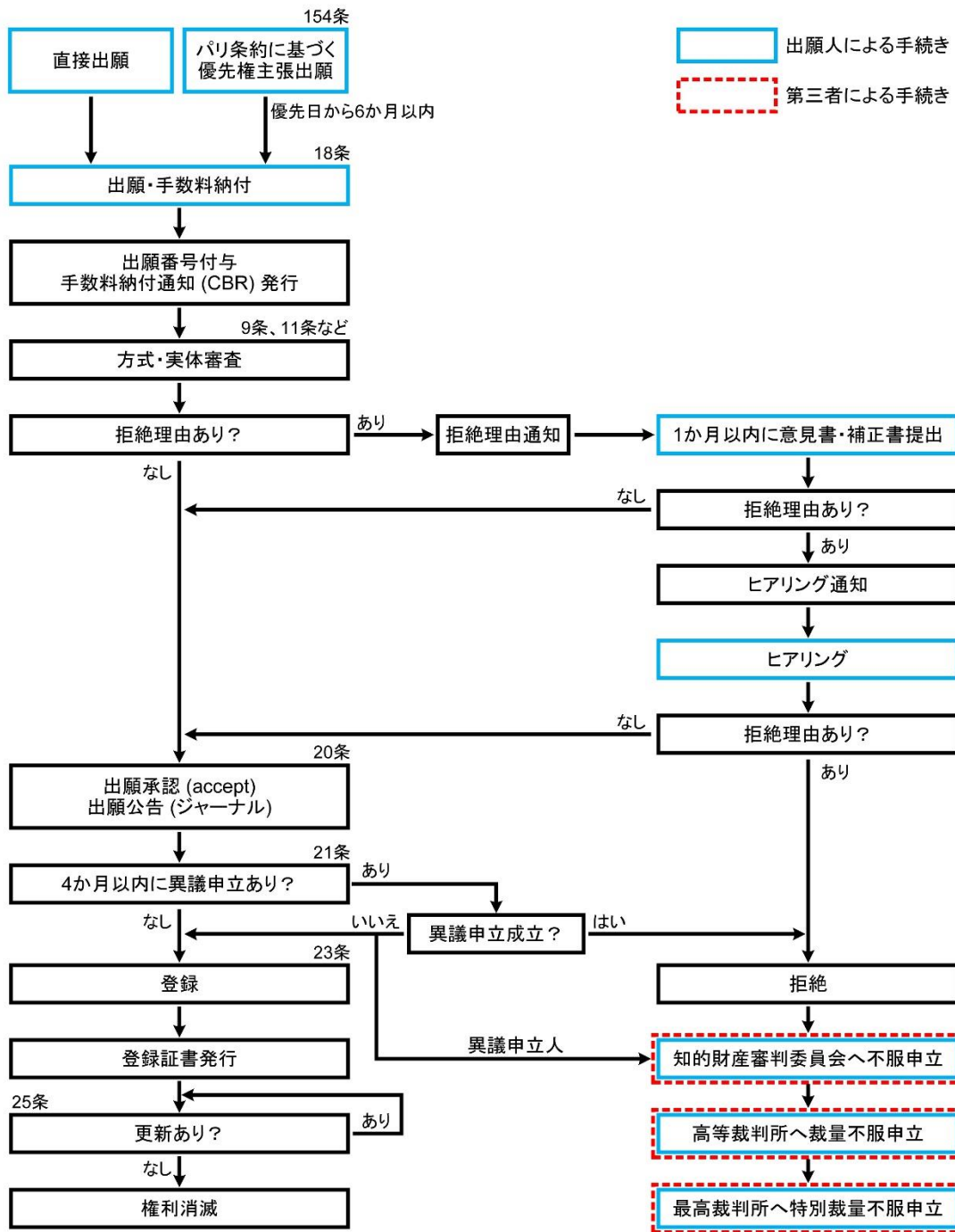
- ・ 出願権の証拠(出願人が商標の所有者ではない場合)
- ・ 委任状(現地代理人に代理権を与える場合) (FORM TM-M)
- ・ 優先権書類(優先権を主張する場合)と、その翻訳文(優先権書類が英語以外の言語で記載されている場合)
- ・ 形状商標の場合(規則 23(2)(c))、それぞれ 3 方向から見た表記(図面または写真)(規則 26(3)(i))
- ・ 音声商標の場合、30 秒を超えない MP3 形式のファイル(規則 26(5))
- ・ 使用に基づく出願の場合、最先の使用開始日(年月日)と使用期間(規則 25(1))、使用の詳細を記載した嘆願書(affidavit)および使用の証拠(規則 25(2))

・出願商標がヒンディー語と英語以外の言語を含む場合、出願商標のヒンディー語または英語での読み方(transliteration)およびそのヒンディー語または英語での意味(translation)(規則 28)

●商標出願の流れ

- (1) 所轄庁に商標出願にかかる書類を提出し庁料金を納付すると、出願番号が付与される。
- (2) 方式的審査および実体的審査が行われる。
- (3) 審査の結果、拒絶の理由があると判断された場合、拒絶の理由を記載した審査報告(日本の拒絶理由通知に相当)が出願人(現地代理人)に発送される。出願人は審査報告の受領日から所定の応答期間(1 か月)内にすべての拒絶理由を解消するような応答書(意見書、補正書)を提出しなければならない。
- (4) 出願人が応答書を提出した場合、もう一度審査が行われる。拒絶理由がある場合で、出願人から聴聞(ヒアリング)申請があれば、商標庁は出願人に聴聞通知を発送する。商標庁は、聴聞(商標法 50(3)条)を実施し、聴聞の実施後に、出願人に応答書(意見書、補正書)を提出する機会を与える。出願人が応答書を提出した場合、もう一度審査が行われる。
- (5) 審査の結果、拒絶の理由がないと判断された場合、商標庁は出願承認(accepted)し、商標庁が発行する官報(ジャーナル)にその旨を公告する。公告日から4か月の期間に異議申立がなされない場合、商標庁は商標権を付与し、登録証を発行する。拒絶理由が残っている場合、商標庁は出願人へ拒絶査定を通知する。

インド商標出願の流れ



●実体的審査

実体的審査とは、商標出願にかかる商標が以下のすべての拒絶理由に該当しないことを判断する審査である。

(1) 絶対的拒絶理由(商標法 9 条)

- ・ 識別性を欠く
- ・ 記述的
- ・ 慣用的
- ・ 公衆を誤認、混同させる
- ・ 宗教的感情を害する恐れがある
- ・ 抽象的または卑猥
- ・ 使用が禁止されている紋章や名称
- ・ 商品の内容に由来する形状
- ・ 技術的効果を得るための形状
- ・ 商品に実質的な価値を付与する形状

(2) 相対的拒絶理由(商標法 11 条)

- ・ 出願商標と同一であり、商品またはサービスが類似する先の商標があり、混同の可能性がある(法 11 条(1)(a))
- ・ 出願商標と類似し、商品またはサービスが同一である先の商標があり、混同の可能性がある(法 11 条(1)(b))
- ・ 出願商標と同一または類似し、商品またはサービスが類似しない先の周知商標がある

●方式的審査

方式的審査とは、出願書類が商標規則や審査マニュアルに規定されている事項をクリアするか否かの審査である。

● 標章の定義(商標法 2(1)(m)条)

「標章」とは、図形、ブランド、ヘディング、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、もしくは色彩の組合せ、またはそれらの組合せを含む。

● 商標の定義(商標法 2(1)(zb)条)

「商標」とは、以下の要件を満たす標章をいう。

- ・ 図形的に表現できる
- ・ ある者の商品またはサービスを他人の商品またはサービスから識別できる
- ・ 商品の形状、その包装、および色彩の組み合わせを含む

● 商標権の存続期間

商標権の存続期間は出願日から 10 年である(商標法 25 条(1))。存続期間は、更新手数料を納付することにより、10 年ごとに半永久的に延長できる。更新手続きは、存続期間が満了する前 1 年間に行うことができる(規則 57(1))。存続期間満了後 1 年以上が経過すると商標登録は回復できない。

● 先使用权(商標法 34 条)

インドでは登録主義とともに先使用主義を採用している。先使用权は明文規定で認められている。使用は商標出願の条件ではないが、出願商標が競合する場合、登録が認められるのは最先に使用を開始した出願人である。登録商標は、先使用者による同一または類似商標の継続使用を妨げるまたは制限することはできない。

● 商標の効力(商標法 28 条)

- (i) 商標登録にかかる商品またはサービスについての商標を使用する権利
- (ii) 商標の侵害に対して法律の下で救済を取得する権利

2 人以上の者が同一または類似する商標の権利の所有者であるときは、各人は同様の権利を有する。

●不服申立

出願人は審査結果に不服がある場合、拒絶査定のお知らせの発行日から3か月以内に知的財産審判委員会(IPAB: Intellectual Property Appellate Board)に審判請求を行うことができる(商標法 83 条)。

●異議申立

いかなる者も、商標出願の公告または再公告のあった日から4か月以内に、書面により商標権の登録に対して異議申立を行うことができる(商標法 21 条)。異議申立人は、商標法および商標規則に従って異議理由を自由に構築することができる。

●取消請求

被害者は、登録簿に登録商標に関して記載されている条件の違反または不履行を理由に、商標庁または知的財産審判委員会に対して、商標登録の取消または変更を申請することができる(商標法 57 条)。また、登録商標が所定の期間インドで善意の使用がなかったことを理由に、被害を蒙った者が、商標庁または知的財産審判委員会に対して、商標登録の不使用取消を請求することができる(商標法 47 条(1))。

●知的財産審判委員会

商標庁の行政処分に対する不服申立、取消請求など、各種審判事件を管轄する知的財産審判委員会が設置されている(特許法 116 条、商標法 83 条)。知的財産審判委員会は、商標庁の内部機関ではなく、不服申立および取消請求専門の裁判機関である。知的財産審判委員会の本部はチェンナイにあり、チェンナイ、デリー、ムンバイ、コルカタおよびアーメダバードを巡回し、各地で開廷する。

ソース：

インド商標法(2010 年法律 No.40)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)